

平成28年 第9回別海町教育委員会 会議録

1 開催日時 平成28年8月5日（金）午前10時00分から午前10時20分

2 開催場所 別海町役場 町議会第2委員会室

3 出席委員 (4名)

教育委員長	大塚保男
教育委員長職務代理者	木村江里
教育委員	粥川一芳
教育長	真籠毅

4 欠席委員 (1名)

教育委員	伊勢浩子
------	------

5 出席職員 (13名)

教育部長	中谷隆弘
指導主幹	谷口秀文
指導参事	古森康晴
教育部次長	下地哲
学務課長	入倉伸顕
学務課主幹	谷村将志
学務課主幹	松田勝広
学務課主査	小野勝彦
生涯学習課主幹	竹中利哉
中央公民館副館長	浦山佳代子
西公民館館長	新堀光行
東公民館館長	内山宏
図書館館長	千葉宏

6 議事日程 議案第1号 平成29年度に使用する小・中学校特別支援学級用教科用
図書の採択について
議案第2号 別海町立小中学校に勤務する県費負担教職員の退職管理
に関する規則の制定について

－【開 会】－

大塚委員長

ただ今から、平成２８年第９回の別海町教育委員会会議を開会いたします。本日の出席委員は４名です。別海町教育委員会会議規則第５条の定足数に達していますので、会議は成立いたします。

それでは開会にあたりまして、私から一言ご挨拶を申し上げます。

昨日、別海町では３１度を越える猛暑に見舞われました。根室地方にも「高温注意報」が出るほどに気温が上昇し、やっと夏がきたようで、体調管理にも気を遣う昨今です。

さて、学校においては、夏休みの真っ只中にあり、少年団活動や部活動に励んでいる子ども達の姿や地域の行事などで元気に活動している子ども達の姿が見られるなど、自分づくりへの充実した夏休みを過ごされていることと思います。

今日は、ご案内のように案件が２件となっております。

また、会議終了後、北海道町村教育委員連合会教育功労者表彰の伝達がありますので、宜しくお願い致します。

以上、開会にあたっての挨拶とさせていただきます。

－【前回会議録の承認】－

大塚委員長

それでは日程第２「会議録の承認」に入ります。

前回第８回の会議録について、事前に各委員さんに事務局から送付しておりますので、訂正・ご意見等がありましたら発言をお願いいたします。

いかがでしょうか。

（「なし」声あり）

大塚委員長

特にないということですので、第８回の会議録については承認することとしてよろしいですか。

（「はい」の声あり）

大塚委員長

会議録について、承認することといたします。

－【報 告】－

大塚委員長

それでは、日程第３「報告」に入ります。

真籠教育長から報告事項をお願いいたします。

真籠教育長

７月７日に開催されました、第８回の教育委員会議以降から本日までの主な行事や実施事業等について報告します。

７月１０日には、中春別中学校、野付中学校で体育祭が開催され、教育長が出席しています。

１２日午前１０時００分より、根室教育局指導監訪問が中西別小学校・中西別中学校で行われ、教育長・谷口指導主幹が同行しています。

１４日には、曾根町長・教育長が北海道教育委員会柴田教育長及び新しい

真籠教育長

高校づくり推進室を訪問し、町長就任の挨拶と平成29年度の別海高校普通科間口復活に対するお礼を行っています。

翌15日には、平成28年度第1回別海町史跡旧奥行臼駅通所整備検討委員会が開催されています。いよいよ本年度から、保存に向けた工事に着手します。

19日には、別海中央中学校の男女バスケット・陸上・テニスなどの運動部が中体連全道大会に出場を決め、町長・教育長に挨拶に訪れています。

22日には、平成28年度別海町校長会夏季研修会が役場会議室で開催されています。

翌23・24日の両日、第53回別高祭が開催され、教育長がパフォーマンス部門の審査に参加しています。

翌25日には、平成28年度北海道教育大学附属釧路小学校教育研究発表会が開催され、教育長が出席しています。

翌26日には、教職員の永年勤続表彰が役場会議室で行われ、今年度は、9名の方が表彰されています。

26日～29日の日程で、平成28年度友好都市少年少女ふれあいの翼事業により、枚方市から中学生10名が訪れ、本町の中学生9名と交流を深めています。

28日には、第2回別海町臨時議会が開催されています。新町長の行政執行方針の説明等が行われています。

同日、第2回公立高校配置計画地域別検討会が別海町のぷらとを会場に開催されています。

新聞報道にもありましたが、本町の来年度の予定中学卒業生が159名と前年度より13人の増加が見込まれるため、平成29年度は、普通科を再び3学級に戻すとの説明がありました。

一昨年・昨年と5割の中学生が町外等に進学していましたが、町の支援策が功を奏し、流出が10ポイント減少したことも大きな要因と考えています。

今後は、一層気を引き締めて、二度と間口が減とにならないよう、地元高校の魅力化に全力で取り組んで参りたいと思います。

31日には、「スポーツセンター祭り・2016・夏」が総合スポーツセンターで開催されています。

8月に入りますが、3日には、中春別・上西春別・上春別中学校の合同野球部が、中学生軟式野球の全道大会に出場するため、町長・教育長に挨拶に訪れています。

以上雑駁ですが、報告とさせていただきます。

－【議 事】－

大塚委員長

それでは、日程第４「議事」に入ります。今日の議案は２件となっております。

議案第１号「平成２９年度に使用する小・中学校特別支援学級用教科用図書の採択について」事務局から説明願います。

学務課主幹

議案第１号「平成２９年度に使用する小・中学校 特別支援学級用教科用図書の採択について」内容についてご説明いたします。

議案書１ページをお開き願います。

平成２９年度に使用する小・中学校用教科用図書につきましては、過日、６月２３日に中標津町役場において根室管内１市４町の教育長で構成する、第１４地区教科用図書採択教育委員会協議会の第１回協議会が開催され、議案書２ページの別紙１及び議案書３ページの別紙２につきましては、協議会において協議の結果、各社とも昨年度からの内容等に変更がないことから、昨年度に採択した教科用図書と同一のものを採択することとして、全員一致で決定・了承されております。

小・中学校の特別支援学級につきましては、学校教育法附則第９条に基づき、児童・生徒の障がいの種類及び程度により、特別の教育課程を編成し、教科により当該学年用の文部科学省検定済教科書等を使用することが適当でない場合につきましては、北海道教育委員会教育長通知の「平成２９年度使用教科用図書のうち同法附則第９条に規定する教科用図書の採択基準」に基づいた図書として、議案書１ページに戻りますが、下段に記載しております、１ 文部科学省検定済教科書の下学年用８４点、２ 文部科学省著作教科書２８１点、３ 一般図書３０８点の図書を採択して、学校において使用することとなっております。

先に述べました第１４地区教科用図書採択教育委員会協議会では、特別支援学級で使用する図書の採択に係る協議結果として、協議会構成市町で一括して採択することが困難との理由から、各市町の教育委員会において、採択・承認を行う事となった経過がございます。

そのことから、この度、平成２９年度において当町の小・中学校及び義務教育学校の特別支援学級において使用する教科用図書につきましては、各児童・生徒の障害の種別・程度に応じ、通常の教科書に代えて、本議案において提案している図書について、採択・承認をお願いするものでございます。

議案第１号の内容説明につきましては、以上でございます。

大塚委員長

ただいま内容説明が終わりましたので、ご質問、ご意見等がありましたらお受けいたします。

（「なし」の声あり）

大塚委員長	ご質問等がなければ採決いたします。議案第1号について原案のとおり可決することにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
大塚委員長	異議がないようですので、議案第1号について原案のとおり決定することといたします。 続きまして、議案第2号「別海町立小中学校に勤務する県費負担教職員の退職管理に関する規則の制定について」事務局から説明願います。
学務課長	議案第2号「別海町立小中学校に勤務する県費負担教職員の退職管理に関する規則の制定について」の内容について説明します。 議案書は6ページとなります。 本制度制定の背景及び趣旨について、口頭で説明します。 はじめに、制定の背景についてです。 平成26年の地方公務員法の改正により、新たに退職管理制度が設けられました。これにより、県費負担教職員に係る退職管理につきましては、各市町村教育委員会が行うものとされていることから、今般、新たに規則を制定するものです。 次に、本制度の趣旨についてです。 退職後の元職員は、現役職員に対して一定の影響力を有していると考えられていることから、営利企業等に再就職した元職員が退職前に在籍していた機関の現役職員に対して行う行為のうち、住民の不信感を招くおそれのあるものを規制するとともに公務の公平性を確保し、併せて住民の信頼確保を図ろうとするものです。 次に、地方公務員法で定められている退職後の元職員から現役職員への働きかけの禁止について説明します。3つありまして、 1つ目は、退職して営利企業等に再就職した全ての元職員が、退職する前5年間の職務に属する契約や処分に関し、退職してから2年間、教育委員会等の現役職員に対し、職務上の行為をするように又はしないように要求・依頼することが禁止されているものです。 2つ目は、退職の5年前より前に小中学校校長の職に就いていた再就職者が、その職の職務に属する契約や処分に関し、退職してから2年間、教育委員会等の現役職員に対し、職務上の行為をするように又はしないように要求・依頼することが禁止されているものです。 3つ目は、再就職者が在職中に、その再就職先に、その再就職先に関して自ら決定した契約や処分に関し、教育委員会等の現役職員に対し、職務上の行為をするように又はしないように要求・依頼することが禁止されているものです。これについては期間の定めは規定されていません。

学務課長

それでは、議案の朗読は省略し、要点のみ説明します。

第1条は、趣旨で、地方公務員法第38条の2の規定に基づき必要な事項を定めることをうたっています。

第2条では、再就職先を営利企業のみならず、その子法人も対象としていることから、子法人の定義を定めています。

第3条では、現役出向者については、本来の退職ではなく、人事異動の一環として行われ、公務への復帰を前提としているため、当該規制の適用外となることから、適用外となる出向先を定めています。

第4条では、第3条に規定する現役出向者が任命権者などの要請から、引き続き出向先で使用されるものとなるため退職し、選考による採用が予定されている職員は、北海道職員等の退職手当に関する条例の退職手当の支給を受けないこととされている者と定めています。

第5条では、内部組織の長の職に準じる職としていることから、別海町立小中学校に勤務する県費負担教職員のうち、対象となる職は学校長とすることを定めています。

第6条では、地方公共団体等の事業等と密接な関係を有する業務の場合は、当該規制の適用除外とされていることから、その業務等を行う法人等を定めています。

第7条及び第8条は、当該規制の適用から除外となる場合を定めています。

第9条は、補則となります。

なお、附則としまして、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用することとしております。

以上で、議案第2号の内容説明を終わります。

大塚委員長

ただいま内容説明が終わりましたので、ご質問、ご意見等がありましたらお受けいたします。

(「なし」の声あり)

大塚委員長

ご質問等がなければ採決いたします。議案第2号について原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

大塚委員長

異議がないようですので、議案第2号について原案のとおり決定することといたします。

大塚委員長

－【その他】－

それでは、日程第5「その他」に入ります。その他で何かございますか。

(「なし」の声あり)

以上で本日予定していました案件については全て終了いたしました。

これをもちまして第9回の教育委員会義を閉会いたします。皆さんどうもご苦労様でした。

－【閉 会】－